

1226

電報送達紙

局着		局		發		所名人信受	
取受	併受	付受	第	局	報	記	
扱者	信	午	時				
時	時	時	月	定	指	所名人信發	
分	分	分	日	號	號		
ア		シ		ツ			
ク		イ		ツ			
マ		ト		ツ			
ラ		テ		ツ			
ズ		シ		ツ			
ブ		ン		ツ			
ン		セ		ツ			
ン		リ		ツ			
ン		セ		ツ			
ン		キ		ツ			
ン		タ		ツ			
ン		ン		ツ			
ン		ハ		ツ			
ン		ハ		ツ			
ン		ハ		ツ			
ン		ハ		ツ			

1228

電報送達紙

局着		局發		受信人名所	
取受	信	付受	第	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">R</p>	
報者	午	午	月		
	時	時	日		
	分	分	號		
カハツルハエオ ーズヤヲタシル 五シウラニス オゲテラキユス トントムヲウギ ンウコナブガ ナガサイヤエン オイスハガナル 七タルテ 五タルテ				報局	受信番号
				指	第
				號	
				注意	
				他人へ宛タル電報ノ配達ヲ 受ケタルモノハ此由ヲ符 シ直ニ此レヲ配達シタル 電信局所へ返戻スヘシ決 テ其受取人へ直送シ又 手渡シスヘカリゾ	
				附日	
				所名人信發事記	

1231

電報送達紙

局 着		局 發		所 名 人 信 受	
取 受 扱 者	解 受 午	付 受 午	第	報	七
	時	時	月	局	
	分	分	日	報	
			指	番 號	
				第	
				號	
			記 事 發 信 人 名 所		
			注 意		
			他人へ宛タル電報ノ配達ヲ 受ケタルモノハ此由ナ符號 シ直チニ此レヲ配達シタル 電信局所へ返戻スヘシ決シ テ其受取本人へ直送シ又ハ 手渡シスヘカゾ 注		
			日 附 印		

司
 事
 部
 電
 報
 送
 達
 紙
 第
 一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百



西平公使臣等謹啓
七月廿五日
奉 命 出 使 臣 等 謹 啓

右中外務大臣官、明日更に米國公使トナ

合セテ為ス事アリト付、多ク午後〇時ニ

公使官等トテ、茶室候ニテ、
新會ノ書

番口ノ御上ニ、御取立ニ、御上ノ御取立ニ、

番細口御取立ニ、御上ノ御取立ニ、

五

廿一日 廣九 陸田 谷 書

租 五 五 五

運 井

鳥 島 之 園 子 刻 令 及 出 勤 末 分 局
也 不 部 便 与 油 之 也 分 交 以 取
調 了 了 了



電報送達紙

局着		局		發		所名人信受	
取受	月	日	時	分	字	報	友
扱者	九	八	九	九	九	局	オグリヒシヨカ
信	分	分	分	分	分	報	
第九		七		號		所名人信發事記	
日		日		號			
定指		番		着			
ウ		第		信			
急		一		第			
號		〇		〇			
注		意		號			
他人へ宛タル電報ノ配達ヲ		受ケタルモノハ此由ヲ符號		シ直チニ此レヲ配達シタル		電信局所へ返戻スベシ決シ	
テ其受取本人へ直送シ又ハ		手渡シスヘカラズ		印		附	
目		日		印		附	
ト		レ		シ		マ	
ニ		カ		ン		ス	
ル		ク		セ		ズ	
イ		マ		ダ		ク	
ウ		ビ		ン		キ	
エ		ウ		ビ		ン	
オ		ト		リ		シ	
ク		ロ		イ		ラ	
バ		ア		リ		ズ	

了

第一編

中野 宗之丞

廿三日 卯時 二時

里井

訓令及書類 今接受せり 需品ハ 總テ 三月

分宛ノ 積込 終シ 石炭 千ト 明日 (廿三日)

十時 頃迄ニ 格截 終ルニ 里井

小



安達印行

1237

電 報 送 達 紙

局 着		局 發		受 信 人 名 所	
取 受	信 受	付 受	第		
扱 者	午	午	月		
	時	時	日		
	分	分	號	報 局	
<p style="font-size: 2em; text-align: center;">テ シ ト ウ ク 124 イ オ 7 2</p>				定 指	番 着
					號 信
				號	記 事 發 信 人 名 所
				注 意	
				他人へ宛タル電報ノ配達ヲ 受ケタルモノハ此山ヲ符接 シ直チニ此レヲ配達シタル 電信局所へ返戻スヘシ決シ テ其受取本人へ直送シ又ハ 手渡シスヘカシゾ	
				印 附 日	

1238

軍令部

總務
長官
濟

大臣濟

軍務局

第一號

電信譯

七月廿三日午前九時一分發
午前九時廿分着

總務長官宛

笠置艦長

石炭満載終ル航海準備整頓ス石井書記官乗
艦次第午後二時ヨリ四時マデノ間ニ出艦ノ豫定



海

軍

山口県立

昭和二十一年七月廿三日

至急

1240

軍令部

經理局

軍務局



雷案

(三五三)

三十五年七月五日
午後九、五七、若野

笠原重昭長

笠原重昭

七
三
三
三



石井外務大臣は、是年午の時に、
橋本虎造、東郷平八郎、桂、格、兼、方、
了、我、瓜、計、也。又、外務大臣、君、ノ、依、託、
ニ、依、リ、南、島、島、移、住、氏、ニ、米、十、五、
俵、及、之、ニ、伴、フ、味、噌、持、肉、油、ヲ、贈、送、
右、ノ、品、々、亦、於、此、ニ、於、テ、其、ノ、積、
込、ミ、ア、リ、又、シ、代、價、ニ、後、日、款、
付、ス

1241

軍務局第一課

別紙の通り外務省に提出
 されし中
 外務省の指示に従い
 八月九日
 外務省に提出
 されし中
 發付済



海軍省副官

1242



740
官
録

并復侍中平

公

總文部大臣

新

米

少

昨

板

無き高女は行なはば

あまふ女伴の業し
確

あま教あはれし
女

あまのし
女

あまのし

あまのし
女

あまのし
女

至急

1245

軍務局

第一課

軍令部

信

次長

濟

第三局

第二局

第一局

藤

瓜

七月廿六日

電集 (ウニハ出)

三ノ五ノ七ノ九ノ十一ノ十三ノ十五ノ十七ノ十九ノ二十一ノ二十三ノ二十五ノ二十七ノ二十九ノ三十一ノ三十三ノ三十五ノ三十七ノ三十九ノ四十一ノ四十三ノ四十五ノ四十七ノ四十九ノ五十一ノ五十三ノ五十五ノ五十七ノ五十九ノ六十一ノ六十三ノ六十五ノ六十七ノ六十九ノ七十一ノ七十三ノ七十五ノ七十七ノ七十九ノ八十一ノ八十三ノ八十五ノ八十七ノ八十九ノ九十一ノ九十三ノ九十五ノ九十七ノ九十九ノ百

軍令部より志所田少佐に送

又貴記に搭乗するの概面計

已回官に石井トヨシ

伊藤

ヨシエカ
軍令部

1246

供覽

紙用記筆話電將守鎮賀須横

明治三十五年 七月廿二日午後二時 十分受 海軍省

軍艦並主へ材料積込ハコトハアリ

マシタ

松本参謀

小栗副官殿

副官御承取所

1247

電報送達紙

局着		局發		受信人姓名所	
R		R		女	
分		分		報	
時		日		着信番號	
分		號		15	
字		號		記	
分		號		發信人姓名所	
分		號		カ	
分		號		注	
分		號		他人宛タル電報ノ配達ヲ 受ケタルモノハ此由 直ニ此レヲ配達スル 信局所へ返戻スベシ 其受取本人へ直送シ又 手渡シムヘカラス	
分		號		日	
分		號		印	

竹置 南島 島 向 行
七月廿一日

1248

紙用記筆話電府守鎮賀須横

明治三十五年

七月

廿三日

午後四時二十分受

海



省

軍艦笠置四時^{午後}出港



軍令部



卷三五

至急

1249

代
次長
第一局
副官
高志

副官



參事官

發付
八月廿日

三十五年八月五日起案

大臣

總務長官



事務局長



第一課
第二課



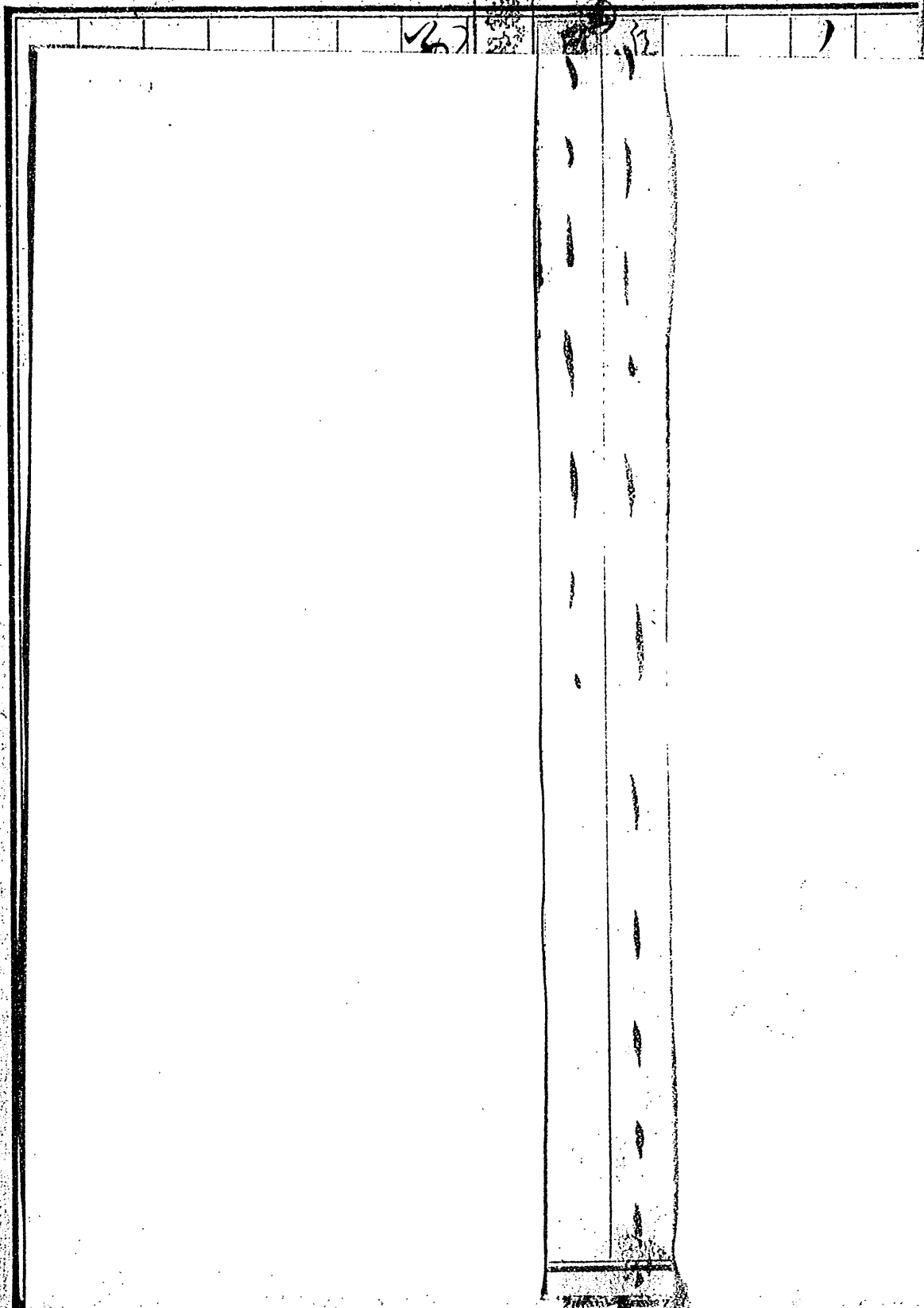
課長



長官
南島
副官
任務
解除
以
示

1251

1250



海軍

訓令様、金山松波、任務様、已

三十五年、九月、二日

大

笠原、羽衣

此中、細、南島、島上、地、駐屯、中、人、負、格、答、方、不

他、中、細、海、方、中、中、中、中

三田、三田、六、中、中

為、成、海、軍、官、部、長、人、及、訓、令、様、負、格、答、方、已

三十五年、九月、二日、大

笠原、羽衣

笠原、羽衣

洋 耳

第一編 南洋傳記 卷之六 南洋傳記

南洋傳記 卷之六 南洋傳記

南洋傳記 卷之六 南洋傳記

第百二號

(北沢印行)

不齊

供覽

軍務局長

第一課長

島嶼ノ名稱所屬決定ニ關スル先例

一硫黃島ノ件

一明治二十四年七月内務大臣提議閣議決定、上同年九月九日勅令第百九十號ヲ以テ北緯二十四度。分ヨリ同二十五度三十分東經百四十一度。分ヨリ同百四十一度三十分ノ間ニ散在スル三島ヲ小笠原島ノ所屬トシ中央ニ在ルモノヲ硫黃島ト稱シ南ニ在ルモノヲ南硫黃島北ニ在ルモノヲ北硫黃島ト稱スル旨公布セラレ

二南鳥島(元名マールカス島)ノ件

一明治三十年十月内務大臣提議閣議

海 軍

決定内務大臣ヨリ東京府知事、訓
 令ノ末同知事ヨリ明治三十四年七月
 二十四日附告示第五十八號ヲ以テ北
 緯二十四度十四分東經百五十四度ニ
 アル島嶼ヲ南鳥島ト稱シ自今東京
 府所屬トナシ小笠原島廳所管ニ屬
 セシメラル旨告示セリ

三 沖大東島 (元名ラサ島) 一 件

一 明治三十三年九月内務大臣ヨリ提
 議閣議決定ノ上北緯二十四度三十
 二分三十秒東經百三十一度十九分
 三在ル島ヲ沖大東島ト稱シ沖繩縣
 島尻郡大東島ノ區域ニ編入スル旨

内務大臣ヨリ沖繩縣知事へ訓令シ
 同知事ヲシテ管下ニ告示セシメタリ
 前記ノ通疏黃島ニ関シテハ勅令ヲ發セ
 該勅令ハ官報上ニ歴然タルモ南鳥
 島沖大東島ニ関シテハ閣議決定ノ
 上内務大臣ヨリ地方官ニ訓令シ地方
 官ヲシテ軍ニ其管内ニシテ告示セシメ
 アリ
 按スルニ外海孤島ノ所屬ニ関シテハ往々直
 接ニ外國領土ト關係ヲ生ス今回南鳥
 島ニ向ヒ米人ロシキルノ遠征ノ如キ
 即チ是ナリ幸ニ今回米國政府ハ南
 鳥島ヲ日本ノ領土ト認メ給議ニ及ハ

要
 旨

名正シカラサレハ
事後ハス

1257

スシテ事件ヲ若着セシモ持ニ軍艦ノ派
 遣外務省官吏ノ出張等無用ノ勞ヲ
 費ヤセシナリ若シ明治三十一年ニ於テ南
 鳥島ノ所屬ニ関シ東京府知事ノ告
 示ニノミ上メス勅令ヲ發シアラハ内外國
 人均シク之ヲ知悉スヘク今同ノ如キ出来
 事發生シ得サリシナラン地方官ノ告
 示ハ只其治下ノ内國人ノ之ヲ知ラ
 シムルコトヲ得ルモ一般内國人及外國人
 ニ之ヲ知ラシムルコトヲ得ス隨テ紛議ヲ
 豫防スルコト能ハサルモノト思フ沖大東島
 及南鳥島ニ関シ勅令ヲ發セラレサリシハ
 遺憾ノ事ト思フ尚ホ此二島ニ関シ閣

議決定ノ際勅令ヲ發致セラレストモ外務省ヨリ告示ヲ發致セラレアリシナラハ以テ紛議ヲ未然ニ防キ得シナラシカト思フ後未ノ参考トシテ特ニ茲ニ記シ置シ

明治三十五年八月

軍務局

参照

頃日伊太利國政府ハ紅海沿岸ノ「ラハイタ」ヲ其領土トナセシニ同シク勅令ヲ發シテ之ヲ公布シタル旨在伊公使ヨリ外務大臣ハ報告アリタリ見ルヘシ伊國ニテモ領土所屬ニ關シテハ勅令ヲ發スルノ例ナルヲ

供覽

軍務局

1259

軍令部

第一局

第二局

第三局

水路部

第一課
第二課

佐藤
高松

源
原

藤

細
方

高
木

秘第七七

南島嶼航行報告

七月二十日海澄秘第七七三號、訓令、接直航
 海準備、着きし石炭八百五十噸、在庫高百五十噸、
 計一噸、糧食、需品、並南島嶼、輸送スルヲ速ニ
 材料等、搭載し、同二十日午前中、航海準備ヨリ、
 今日午後三時、石井外務書記官、身航ヲ待テ、四時
 南島嶼、向ケ、横濱、賀軍港、ヲ、掛、錫、リ、然、ル、西、字、新
 南、傳、ノ、所、由、今、回、空、系、知、カ、合、衆、國、政、府、ノ、許
 可、ヲ、得、テ、南、島、嶼、占、領、ノ、為、メ、向、嶼、向、ケ、ハ、航、シ、ム、人
 員、ハ、少、シ、ク、所、有、航、マ、シ、テ、リ、ヤ、イ、ウ、エ、シ、シ、尾、ハ、吹、ハ、快、速、カ、ラ
 有、ル、航、船、ニ、テ、南、島、嶼、ヲ、航、海、シ、テ、是、時、向

圖誌科

空

機

八月廿四日

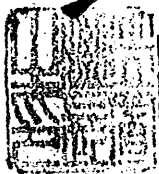
八六

平均六哩、速力ヲ以テ航走シタル由ナルヲ以テ曰船が果
 テ本月十日布哇の出帆よりトモハ三箇内には於テ南
 島嶋に到着スルモ或ハ是レアルト思為らんか故
 ニ本船其以前に於テ淡嶋上到着シテ希望ヲ以テ
 毎時約十海里、速力ヲ以テ航走シ即チ豫定ノ通リ
 ニ十七日午後六時淡嶋上到着シテ即チ同月二十六日
 正午に淡嶋船に到着セシ然レ曰嶋、四圍岩礁多
 ク且ツ水深キ、過キテ仮泊スルニ難地ナリ此所汽力ヲ
 保チテ沖合に漂泊セサル方カ故、石炭ヲ要スルコト不
 敷且ツ又本船ハ入港後ハ一月余ナカ故、船底海
 草付着スル多キカ正テ今同權便加テ情載与
 石炭ハ品質不長ナキ為メ豫定ヨリ多額消
 費スル虞シランコトテ、傍、以テ到底長時日間ノ滞

留り為す能き、白搭載し来りて建築材料、陸揚より間口六内奥より三間、屋舎の築造せし且二三日月分、糧食悉く満ちる其他必要、諸品も準備し本船乗組員海軍中尉秋之秀若郎、別紙、訓令の如く部下至辛十六名を付して渡岨、駐立り居し本船は二十九年四月三日鳴らせし横濱突入の旨、船中、秋之秀若郎、本日午後一時、船中より依り別紙渡岨の旨を諸報告三通、秋之秀若郎、別紙、訓令の如く添付し、渡岨報告付候也

明治三十五年八月三日 於横濱突入

軍艦星屋艦長 坂本



海軍大臣 野村 胡堂 殿

南島嶼住民、現状一斑

一住民、現在及将来

目下該嶼之住民二十九人（男二十一人、女八人）戸数二十（但
 一讀長屋ニシテ一棟一戸ニテ、アラズ物置倉庫等アリ合シテ約八
 棟アリ）アリ但此半ニテ七人ハ一時滞嶼執業スルモノシテ居住
 者トアリ又該嶼ヲ拝借スル小石新六（東京市京橋区築
 地一丁目十三番地住元ノ妻新六）所有係ハ合社ノ職工ナ
 リ近日日社ノ帆船高知丸（上月中向本嶼廻航）住民中ノ病者ヲ
 載セ小笠原島ニ航スリ、奉着リ待テ之ヲ搭レテ南洋
 マーニヤン群嶼ニ渡航ノ際定ナリトシテ故、其後本嶼

殘ル半モハ水谷ノ親族ニシテ本嶋ノ番人タル片倉景繁
 夫婦ノ人ニトナレ水谷ハ昨辛巳年九月其所有船
 舩の失丸ニテ東京多本嶋へ航行中暴風ニ為メアザリ
 過シテ群嶋ニ吹流サレ船体損所ヨリ年ヨリ以テ修理為メ
 香港ニ赴キヨリ(アザリ)ヨリシテ修理困難ニシテ高價ナルカ故ニ
 此ヨリ人ニ且東京ニ歸リ船丸ノ修理成ル後再香港
 ニ赴キ船丸ヲ集メテ本嶋ニ白シリ由セ民今テダ何リノ消息
 ナレト云フ

二佳氏ノ産業

マーニヤン 群嶋ニ修船スル工ヲ載セリハ帆船等知丸ハ
 航海ノ金庫本嶋ノ寄船ヨリ本嶋ニ住リ冠病者甚多

オヲ奏見と云々之ヲ左ノ小室原嶋へ送致スル下ニシ
 令ノムニテ宋京ヨリ連シ居リニ職工等々令船帰着アリ時
 本嶋ニ滞留執事スレリト下ニ別々ニテ人ノ職工ヨリ令多之
 ヲ捕鳥ト別々鳥ノ二部トモ捕鳥部トモ本嶋ニ群
 集ルニ海鳥ヲ捕獲運搬ス其ノ手内債一兩ニテ五
 五毛ナリ又鳥ノ内債スレリ切リ取リテ捕獲スルニ一兩ニテ
 令シテ二五五毛ノ手内債ヲ得可シ又別々鳥部ノ捕鳥部
 ノ採集スルニ一兩ニテ一割一割ニテアラヌ半割出シテ運
 送ニ便ナラシムス其手内債一兩ニテ二錢ナリトモ尤モ一兩
 前マテハ捕鳥者又ニテ一時内ニテ手内債得ルニテ取リ難
 カラナリシ由ナレバ現今ニ於テハ自モ漸ク恠怒ナリ且ツ其教リ

味しりん為一人一日平均三石五斗のり捕得と過カスト(一)り味り
 テ米利知(鳥)の毎年凡ソ一四金十社ノ持船ニテ捕獲ス
 送致シラ向地ノ洋高ト高差ハ五斗ニテ其代價ノ内凡ソ平均
 四十銭内外ナリト云フ捕獲コリ之ヲ米仙保國ニ輸出シ凡ソ
 庸厚ナル婦人帽子仕立錦トク用シラナリ目下ノ米即海
 燕トホリスレ鳥ノ捕獲期ニシテ専ラ之ヲ捕獲スル製造シラ
 リテ既製ノ包已ニ五万余のニ重ナリト云フ

三佳民、生洗

目下向嶋ニ在住スルニテ大ノ職工凡テ職工長山本保ヤンキノ指
 揮ヲ受テ就業シラナリ食料ハ全社ヲ支済ス食料備
 ニ白米トカ量、味噌、醤油、油ヲ指入ルニ本嶋ニハ魚類亦少

本嶋、産するものあり

鳥類 信天翁、海燕、カワウ、代官鳥、ホトトギス

魚類 カワウ、ツグ、カシモ、アカバ、アジ

野菜 茄子、瓜類、白菜、芋、豆、大豆、毎々産す

多産あり

又本島、日本、島、野産する食料あり

米 二千三俵

麦 一千五升

醤油 上二千七升 下六千三升

茶 三升

秘 七五

秋元海軍中尉、貴元訓令

本邦、石炭搭載ノ為、時權留置軍港ニ留置スル
付其官ヲマーカス島、駐在セシ、候條別紙海軍
大官ヨリ本官、此等ノ見、訓令ノ要領、並、丸記、訓
示ヲ遵守シ、慎重事、行フ可シ

明治三十五年七月二十七日於マーカス島

海軍中尉 坂本一

海軍中尉 秋元 秀太郎 殿

一、米國商船々長、フリスヒル、米着也、公使館駐劄、
米國全權ニ便、意局垂、外務書記、及、石井、宗次、

即意周向人、致すべし

一若し本国高船の長、前設意向の致しむに役同人
人しき猶あ敷とん、控標本より、互に去るべき
同人の清亦スレ、但し船舶の修理等、為す時
滞在の清亦スレ、勉むる便立可成るべし

一マカカ島の上陸等、清亦スレ、許可スヘカラス
若し船長、健康保持為し、船員の上陸の清亦
しむ場合、一回五名以下に限り、且つ所滞の付せよ
之の許可スべし

一下士以下十六名、其官、指揮下、付し同船に駐
在せしむ

南島嶼、駐在者人名

海軍中尉 秋元秀太郎

一等兵曹 吉村重助

二等兵曹 伊藤丑松

一等水兵 本村栄吉

左 松久保依市

左 池田信夫

左 宮原藤卯

左 渡辺八藏

一等信託兵 甲斐荒次

横濱分館蔵

二等水兵

藤原良郎

左

柴田伊之吉

左

宇野 貞

左

平生 亨一

左

濱田 豊藏

左

吉川 久太郎

三等水兵

後藤 島男

三等水工

淵 中山 才藏